

避難指示解除準備区域（富岡町）において木材の加工販売等を行う申立会社の営業損害（逸失利益）について、申立会社の事務所等の所在地が土地区画整理事業の対象となったことにより休業を余儀なくされたなどの事情がある期間を除いた平成17年度、18年度、19年度及び22年度（年度は当年4月から翌年3月まで）の平均値を基準期間の売上げとして算定した事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目

- ア 逸失利益（営業損害。ただし下記イを除く。）
- イ 被申立人による平成27年6月17日付けプレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づく平成27年3月以降の営業損害
- ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用

(2) 期間

アについて

自 平成23年3月11日 至 平成27年2月28日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、下記のとおり、合計金5720万3751円の支払義務があることを認める。

記

- ア 逸失利益（営業損害。ただし下記イを除く。） 金3580万円
- イ 被申立人による平成27年6月17日付けプレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づく平成27年3月以降の営業損害 金1973万7622円
- ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用 金166万6129円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し

て別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年4月12日

（仲介委員 尾野 恭史）